

まちづくり アイデア募集！

〈採択事業への補助額〉

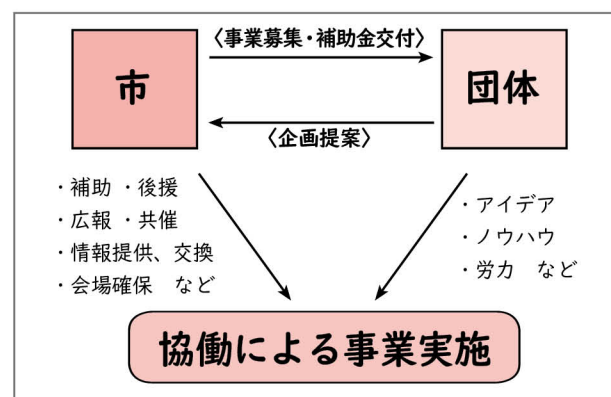
50万円（上限額）

募 集 概 要

- 提** 案公募型協働事業は、市民の皆さんの企画提案による公益的な事業を提案者と市が協働で取り組み、地域の課題解決に取り組む事業です。
- 現在活動中のNPO・ボランティア団体、これから活動を予定している団体の皆さんや豊富な知識と経験を生かした企画を持つ皆さん！あなたの自由な発想によるアイデアをこの機会に提案してみませんか？
- たくさんの方の提案をお待ちしています。
- 対象団体：5人以上で構成されている団体（NPO・ボランティア団体、市民グループなど）
 - 対象事業：市との協働により地域課題の解決や市民サービス向上につながる公益的な事業
 - 審査方法：《一次選考》書類審査《二次選考》公開プレゼンテーション「5月11日（月）開催」で採択事業を決定
 - 補助金額：補助対象経費（注1）の10/10以内、予算の範囲内で事業につき50万円を上限
 - （注1）提案団体の運営費、食料費など対象とならない経費もあります。
 - 募集期間：4月1日（水）～13日（月）【必着】
 - 応募方法：募集要項をご覧ください。
 - 募集要項配布場所：市ふるさと課（本庁5階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）
 - ※市ホームページからもダウンロードできます。
 - ※募集期間中は事業に関する相談を随時受け付けています。気軽にご相談ください。

【協働】 NPO・ボランティア団体、市民グループ、行政など立場の異なる組織が、同じ目的を共有し、目標に向かって力を合わせて活動することです。

【公益的な事業】 自分のため（私益）または自分たちのため（公益）ではなく、その活動を必要としている人や事柄のため（公益）に行う事業で、地域や社会的課題の解決を図り、住民ニーズに応えることができる事業です。



「令和元年度は次の事業に取り組みました」

◆朝倉市ボランティア（自主活動）・市民活動センター運営事業（杷木ベース）

平成29年7月九州北部豪雨災害・平成30年7月豪雨災害の支援活動のためのボランティア・支援団体へのコーディネートや行政・団体・地域との連絡会議を実施しました。



◆「朝倉子ども祭り2019」の開催

【朝倉子ども祭り実行委員会】 学生・行政・個人・企業が一緒になって祭りの企画・運営に関わりを持ち、不登校や学校の場になじめない子どもたちが達成感や充実感を持つことで安心して居場所づくりを行いました。



朝倉市ふるさとづくり地域活動支援事業募集 皆さんの住みよい 郷土づくり活動を応援します



- 市では、ふるさとの魅力や個性を育む活力と個性ある地域づくり活動を支援します。
- 対象活動 市内で行われる無報酬かつ継続的な活動で、次のいずれかに該当する事業
- ①地域文化の保存継承や復活、自然保護、または社会奉仕に取り組む活動
 - ②地域づくり活動のための調査研究や技術習得のための研修
 - ③産業、経済、文化、教育、福祉、観光など地域活性化のための活動や生涯学習に関する講演会や研修会などを開催する活動
 - ④地域づくりに関する講演会や制度の趣旨に沿った活動
 - ⑤その他ほか地域づくりに関わり、地域の活性化に貢献する活動
- 対象経費
- ・活動に伴う旅費
 - ・車借上料
 - ・受講料（参加料）
 - ・講師謝金
 - ・会場使用料 など
- ※活動者の報酬や飲食費、諸経費は対象外となります。
- 補助金額 補助対象経費の1/2以内（上限10万円）
- ※応募多数の場合は、予算の範囲内で補助金額を調整することがあります。
- 申請書配布場所 市ふるさと課コミュニティ推進係（本庁5階）
- ※申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。
- 申請期間 4月13日（月）～5月11日（月）
- 手続き 申請↓決定↓補助金交付（概算）↓実績報告（事業完了後）↓補助金額確定（精算）
- ※実績報告には、会計報告などが必要ですが、市などから他の補助金を交付されている団体は対象外となります。
- 問 申 市ふるさと課 ☎ 28-7604

子どもの居場所づくりを 支援する個人や団体を募集



子どもの居場所づくりを支援する個人や団体を募集し、その活動経費の一部を助成します。

※市ホームページからもダウンロードできます。

◆令和元年度活動実績（参考）

- ・フレアス甘木
- ・旧寿楽荘
- ・秋月コミュニティセンター
- ・上秋月コミュニティセンター

■補助要件 次の要件をすべて満たすこと

- ・朝倉市内で実施
- ・開催頻度が年3回以上で、開催時間が1回当たり1時間以上
- ・広く事業を周知する

問 申 朝倉市子どもの居場所づくり支援事業実行委員会事務局（市文化・生涯学習課内） ☎ 22-2348

■補助金額 子ども1人当たり200円（食料費）と運営に係る経費（事故や食中毒に対する保険料、印刷費（チラシなど））

※限度額15万円（運営に係る経費がない場合、限度額10万円）。

■申請方法 補助金申請書を提出

■申請書配布場所

市文化・生涯学習課（ピーポート 甘木3階）



3月17日（火）から開通しています

市道竹原・水町線が開通

通行にご注意を

市道竹原・水町線（5工区）が開通し、歩行者・一般車両の通行ができるようになっていきます。

開通に伴い、現道の市道七日町・

馬場口線、県道甘木・田主丸線と交差するため、通行には十分ご注意ください。

市建設課 ☎ 28-7574



申請はお早めに 下水道への接続や 浄化槽の設置等の申請



【公共汚水桝・市設置型浄化槽の設置申請】

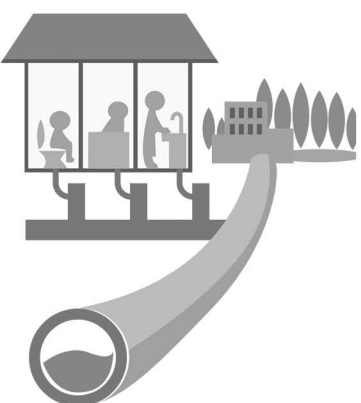
下水道がすでに整備された地域で、公共汚水桝がなく、下水道へ接続を希望する人は、公共汚水桝の設置申請が必要です。

また、公共下水道や農業集落排水事業等以外の区域では、申請により市が浄化槽を設置し整備を行っています。

公共汚水桝設置工事・浄化槽設置工事には負担金（分担金）と毎月の使用料が必要です。申請から工事完了まで数カ月を要するため、早めの申請をお願いします。

■申請期限：12月28日（月）
※令和3年1月以降に受け付けたものは令和3年度の工事となります。

※期限内に申請を行っても、予算や工期の都合により、令和3年度工事になる場合があります。



【個人設置型浄化槽の補助申請】
下水道の計画区域内であるが、まだ認可を受けていない区域に個人で浄化槽を設置する場合、補助金を交付する制度があります。
■対象：令和3年3月末までに工事が完了するもの
※補助金には限りがありますので、早めの申請をお願いします。

問 市上下水道サービスセンター ☎ 22-1119、本庁5階

市防災交通課・朝倉警察署から

4月6日（月）～15日（水）は

春の交通安全県民運動

一人ひとりが交通ルールを守り、「思いやりゆずり合い」の気持ちを持って交通事故防止に努めましょう。

■運動の重点：①子どもをはじめとする歩行者の安全の確保（夕暮れ時・夜間の反射材用品や明るい服装の着用）②高齢運転者など

どの安全運転の励行（夕暮れ時の早めのライト点灯、効果的なハイビームの活用）③自転車の安全利用の推進（歩道は歩行者優先）④飲酒運転の撲滅（飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」）

問 市防災交通課 ☎ 28-7556



男女共同参画のまちづくりを目指して 朝倉市男女共同参画審議会 委員を募集



■内容：男女共同参画の審議や事業実施状況の点検・評価など

■募集人数：2人

■申込資格：市内に在住または勤務し、年6～8回の会議に出席できる人

■任期：2年間

■募集期間：4月1日（水）～30日（木）

■申込方法：指定の申込用紙に必要事項を記入して提出

■申込用紙配布場所：市総合政策課男女共同参画推進・青少年係「市男女共同参画センター（らくゆう館隣）内」

※市ホームページからもダウンロードできます。

問 市総合政策課男女共同参画推進・青少年係 ☎ 28-7505
danjo@city.asakura.lg.jp
〒838-1511 杷木池田483-1

令和2年度 上水道の 水質検査計画を公表



水環境を取り巻く状況が厳しくなる中、計画に沿って、おいしく安全な水道水づくりを目指します。

■公表場所

・市上下水道課（本庁5階）
・市総合案内（本庁1階）

・持丸浄水場
・朝倉杷木支所市民窓口係1階
※市ホームページから見ることもできます。

問 市上下水道課持丸浄水場 ☎ 22-1091

令和2年度 会計年度任用職員 （保育士・保育所調理員）を募集



■職務内容：市立保育所の保育業務・調理業務

■勤務形態：週5日以内勤務または短時間勤務（1日の勤務時間は7時間15分以内）

※地方公務員法・地方自治法の改正により、これまでの「臨時職員」「日々代替職員」などが「会計年度任用職員」になっています。

■任用期間：令和3年3月31日までの間の必要な期間

■募集人数：若干名

■申込資格：《保育士》保育士

資格を有する《調理員》調理師免許などを有する

■報酬（令和元年度実績）：《保育士》月額7100円 《調理員》月額6700円

■申込方法：「履歴書」「資格証・免許状などの写し」を提出

■募集期間：随時受付（8時30分～17時15分、土・日・祝休日を除く）

問 市子ども未来課保育所係 ☎ 28-7566、本庁1階

軽自動車税（種別割）の税率

【軽自動車税（種別割）】

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、市から送付する納税通知書により5月中に納めなければなりません。令和2年度は表①の税率となります。

■最初の新規検査を受けた年月の確認方法
自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。

【軽自動車税（種別割）の軽課税率】
平成28年4月1日～令和3年3月31日に新規取得した一定の環境性能を有する四輪以上・三輪の軽自動車について、翌年度分の軽自動車税（種別割）に表②の軽課税率が適用されます。

【軽自動車税（種別割）の重課税率】
初度検査年月から13年を経過した四輪・三輪の軽自動車は、表③の重課税率が適用されます。本年度は、平成19年3月31日以前に初度検査を受けた車両となります。

問 市税務課 ☎ 28-7562

【表① 軽自動車税率】

車種区分					税額
原動機付 自転車	50cc 以下 (0.6kw 以下)				2,000 円
	50cc 超 90cc 以下 (0.6kw 超 0.8kw 以下)				2,000 円
	90cc 超 125cc 以下 (0.8kw 超 1.0kw 以下)				2,400 円
	ミニカー (20cc 超・0.25kw 超)				3,700 円
小型特殊 自動車	農耕作業用				2,400 円
	その他				5,900 円
軽自動車	二輪 (125cc 超 250cc 以下)				3,600 円
	三輪	平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両			3,100 円
		平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両			3,900 円
	四輪以上 (660cc 以下)	平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両	乗用	営業用	5,500 円
				自家用	7,200 円
			貨物	営業用	3,000 円
				自家用	4,000 円
		平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両	乗用	営業用	6,900 円
				自家用	10,800 円
			貨物	営業用	3,800 円
自家用				5,000 円	
二輪の小型自動車 (250cc 超)					6,000 円

【表② 軽自動車税（種別割）の軽課税率】

車種区分				軽課税率		
				電気自動車・ 天然ガス自動車 (概ね 75 % 軽減)	ガソリン車・ハイブリッド車	
					(概ね 50 % 軽減)	(概ね 25 % 軽減)
軽自動車	三輪 (660cc 以下)			1,000 円	2,000 円	3,000 円
	四輪以上 (660cc 以下)	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
			自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

【表③ 軽自動車税（種別割）の重課税率】

車種区分				重課税率
軽自動車	三輪（660cc 以下）			4,600 円
	四輪以上 (660cc 以下)	乗用	営業用	8,200 円
			自家用	12,900 円
		貨物	営業用	4,500 円
			自家用	6,000 円

※重課税率については、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車や被牽引車は、対象外です。

納税通知書が届いたら必ず確認を税金の振替口座の確認をお願いします

口座振替の手続きは納期限の1カ月前までに

市では、口座振替での納税を推進しています。しかし、口座の変更忘れなどで税金が振り替えられた後に問題が生じることがあります。納税通知書が届いたときは、記載内容を必ず確認してください。

令和2年度は、4月に固定資産税、5月に軽自動車税（種別割）、6月に市・県民税、7月に国民健康保険税の納税通知書を送付します。次の点に注意して振替口座を確認してください。

■確認事項
□ 口座を解約していないか
□ 口座名義人が亡くなった人のままになっていないか

□ 結婚または離婚などで世帯が変わったのに、前の世帯の家族名義の口座から振替することになっていないか



令和元年中に農地貸付や個人年金による収入があった人は申告が必要です。
申告漏れや内容の間違いに気付いたら、早めの申告をお願いします。
※税務署へ確定申告書を提出した人は、税務署へお尋ねください。

問 市税務課 ☎ 28-7562

中古自動車販売事業者向け商品中古軽自動車の課税免除を行います

市では、古物商の許可を受けて中古自動車を販売する業者が所有する商品中古軽自動車のうち、標識が交付されているものについて、課税免除を行います。

■対象車両：4月1日現在で、登録上所有者かつ使用者である商品中古軽自動車
※軽自動車税（種別割）申告書に商品車として申告している車両、または商品車として展示状態にある車両に限る。営業車などの自らが使用する車両、リース車両、試乗車、代車は対象外。

■課税免除額：全額
■申請方法：「朝倉市軽自動車税（種別割）課税免除申出書」に次

■申請期間：4月1日（水）～30日（土・日・祝日を除く）
※申請期間を過ぎると課税免除は適用されませんのでご注意ください。

問 市税務課 ☎ 28-7562



飼い犬には年1回の狂犬病予防注射が義務 狂犬病予防集団注射



■日時・場所：表のとおり

※どの会場でも登録・注射ができます。都合の良い会場にお越しください。当日は雨天でも実施しますが、気象警報などが発令された際は中止することがあります（市ホームページでお知らせします）。
※飼い犬には、一生に1度の登録（生後91日以上）と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

愛犬健康チェック表を

活用しましょう

すでに登録している人には、愛犬健康チェック表を事前に郵送で通知します。チェック表を記入し、必ず会場に持参してください。

■費用：《登録済みの犬》注射手数料・注射済票手数料 3150円
《新規登録の犬》注射手数料・登録および注射済票手数料 6150円

■注意事項：首輪とリードを装着し（ハーネス不可）、必ず犬を制御できる人が連れてきてください。飼い主による犬の制御が十分にで

きない場合は、動物病院での接種をお願いすることがあります。
問 市環境課（内線6511）

【1次注射】

期日	時間	場所
4月20日 (月)	9時30分～10時10分	立石コミュニティセンター
	10時25分～55分	ビーポート甘木
	13時40分～14時	美奈宜の杜コミュニティセンター
	14時30分～45分	高木コミュニティセンター佐田分館 ※高木地区の会場は「佐田分館」のみです。
4月21日 (火)	9時40分～10時20分	金川コミュニティセンター
	10時35分～11時15分	三奈木コミュニティセンター
	13時30分～14時5分	蜷城コミュニティセンター
	14時25分～15時5分	福田コミュニティセンター
4月22日 (水)	9時30分～10時15分	JA 秋月支店倉庫前
	10時45分～11時20分	旧 JA 馬田支店倉庫前
	13時40分～14時10分	旧 A コープ第2店舗跡地（入地バス停付近）
	14時30分～15時5分	朝倉体育センター玄関前（市役所朝倉支所横）
4月23日 (木)	9時40分～10時20分	市役所杷木支所
	10時35分～50分	旧 JA 松末支店（松末地域コミュニティ）
	11時10分～30分	旧 JA 久喜宮支店
	13時30分～50分	旧 JA 志波支店倉庫前
	14時5分～30分	第5分団格納庫横（菱野）

【2次注射】

期日	時間	場所
5月11日 (月)	13時40分～14時	市役所杷木支所
	14時30分～15時	朝倉体育センター玄関前（市役所朝倉支所横）
	15時30分～50分	ビーポート甘木

【動物病院でも注射済票の交付ができます】

病院名	住所
コジマ動物病院	馬田 328-1
坂田犬猫病院	甘木 1368-12
甘木動物病院	筑前町弥永 363-1
池田動物診療所	筑前町原地藏 1897-1
アニマルクリニック夜須	筑前町下高場 618
ところ動物病院	うきは市浮羽町高見 1430-1
たかお動物病院	うきは市吉井町新治 358-7
みくのに動物病院	小郡市三沢 2438-6

動物病院で狂犬病予防注射を受ける場合も、愛犬健康チェック表を持参してください。

目指せ「満点飼い主」

市には、フンの放置や放し飼いなどの苦情が多数寄せられています。飼い主も愛犬も地域社会の中で暮らしている以上、自分勝手な行動は許されません。ルールとマナーを守って「満点飼い主」を目指しましょう。

- ☒ 犬を飼うときの5つのルール
- ☐ しつける ☐ 最後まで面倒をみる ☐ 登録・狂犬病予防注射をする
- ☐ フンを持って帰る ☐ つなぐ（放し飼いや散歩で放すことの禁止）

国民年金保険料の 学生納付特例制度



保険料を納めるのが困難なときは

国民年金は、日本に住んでいる20歳～60歳の人が加入して保険料（令和2年度は月額1万6540円）を納める制度です。

学生で所得の少ない人は、申請して承認されると在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。保険料を納めるのが困難なときは、そのままにせず申請しましょう。ただし、猶予期間は、老齢基礎年金を受け取るための必要な期間として算定されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

猶予により10年以内は追納可能

猶予期間は、10年以内（例えば、令和2年4月分は令和12年4月まで）であれば、保険料を納めること（追納）ができます。なお、3年度以上さかのぼって追納する場合、当時の保険料に加算額がつきます。

■対象：国内の大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が

1年以上の課程）に在学している人（夜間・定時制課程や通信課程の人を含む）

■承認期間：令和2年4月（または20歳の誕生日）～令和3年3月（1年度）この申請が必要です

※申請時点から2年1カ月前までの期間も、さかのぼって申請できます。学生であった期間で手続きをしていない人は、早めに申請してください。

■申請期間：4月1日（水）～

※令和2年3月以前の期間（申請時点から2年1カ月前までの期間に限る）については、随時受付。

■必要なもの：年金手帳またはマイナンバーカード（通知カード）、在学証明書または学生証の写し（有効期限が記載されたもの）、本人確認ができるもの（来庁者、印かん など）

※申請が2年目以降で、すでにハガキの申請書を日本年金機構に提出した人は、市での申請は必要ありません。

問 市保険年金課 ☎ 22-7551

国民健康保険への 加入・脱退には必ず届出を



《国民健康保険への加入》

他の健康保険に加入していない人は、国民健康保険（以下、国保）に加入しなければなりません。

また、国保税は届出をした月からではなく、資格を得た月分から納める必要があります。なお、保険証がない間にかかった医療費は、いったん全額負担となることがあります。

■必要なもの

- ・印かん（スタンプ式印かん不可）
- ・健康保険資格喪失証明書
- ・マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ・顔写真付きの本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、障害者手帳など）
- ・口座振替の通帳、通帳印

《国民健康保険の脱退》

今まで国保に加入していた人で、職場の健康保険などやその扶養に認定された人は、国保の資格を喪失するための手続きが必要です。手続きをしないと保険の二重

加入になり、社会保険料・国保税の両方がかかってしまいます。なお、国保の保険証を使って病院を受診していたときは、国保が負担した医療費を、あとで返還しなければなりません。

■必要なもの

- ・印かん（スタンプ式印かん不可）
- ・国民健康保険証
- ・新たにできた保険証
- ・マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ・顔写真付きの本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、障害者手帳など）

《加入・脱退の届出》

■届出先

- ・市保険年金課（本庁1階）
- ・朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）

問 市保険年金課 ☎ 22-7558

●新型コロナウイルス感染症について

＼日ごろから予防の徹底を！／

1 手洗い



2 せきエチケット



3 睡眠・食事



感染が広がる新型コロナウイルスの関連情報は、日々更新されています。最新の情報を確認してください。

《市ホームページで下記情報を随時更新中》

- ・感染症対策情報
- ・施設の休館情報
- ・イベントの中止・延期情報
- ・小中学校関連情報
- ・事業者向け支援情報 など



▲詳しくはこちらへ。

《その他参考》



◀厚生労働省ホームページ

経済産業省ホームページ▶
(事業者向け)



世帯主が国保に加入しており、国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保税は、原則世帯主の年金から、後期高齢者医療保険料は、原則本人の年金から引きとなります。

4月から新たに年金天引きが始まる人は、4月～8月の天引き額をお知らせする仮徴収額決定通知書を4月上旬に送付します。ご

確認ください。

現在すでに年金天引きされている人の4月～8月の天引き額は、2月と同額です。なお、口座振替に変更することで年金天引きを中止することもできます。

※これまでの納付状況から口座振替への変更が認められない場合があります。

問 市保険年金課 ☎ 280-7558

令和2年度 国保税・後期高齢者医療 保険料の年金天引き



戦没者等の遺族の皆さんへ 第11回特別弔慰金が 支給されます



戦後75周年に当たり、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者：戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※3.について、戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1から3まで以外の戦没者等の三親等以内の親族（おい、めいなど）

※4.について、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

■支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債

■申請期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日

■申請先：市福祉事務所（本庁地階）、朝倉・杷木支所市民窓口係（1階）

■必要なもの

- ・請求書
- ・印鑑等届出書
- ・現況申立書
- ・戸籍書類（請求者の基準日現在の戸籍抄本、戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍など）
- ※その他、請求者の状況に応じて必要な書類があります。

問 市福祉事務所障がい者福祉係
☎ 280-7551